

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013那第24号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年4月30日 16時20分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港西方沖 糸満市所在のルカン礁灯台から真方位050° 3.9海里付近 （概位 北緯26° 09.1′ 東経127° 35.2′）
事故等調査の経過	平成25年5月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三洋芳丸、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	ON3-28456（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、糸満漁港西方沖において操業中、平成25年4月30日16時20分ごろ、主機が停止し、航行不能となった。 船長は、所属する漁業協同組合に救助を求め、本船は、僚船にえい航されて糸満漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 5、視界 良好
その他の事項	本船は、本インシデント後、修理業者が点検したところ、主機燃油こし器のフィルター（以下「燃料フィルター」という。）がスラッジ等で目詰まりしていたことが判明した。 船長は、燃料タンクの掃除をしたことがなく、また、操業回数が少なかったため、取扱説明書には燃料フィルターを3か月に1回交換することが記載されていたが、半年に1回の頻度で交換していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、糸満漁港西方沖で操業中、燃料フィルターに目詰まりが生じたことから、燃油の供給が途絶え、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、糸満漁港西方沖で操業中、燃料フィルターに目詰まりが生じたため、燃油の供給が途絶えて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主機燃料フィルターは、取扱説明書の記載どおりに取り替えること。</li></ul>
-----------	--